

# 県警捜査報償費情報公開訴訟（仙台地裁）

## ほぼ全面勝訴の歴史的・画期的判決！

仙台市民オンブズマン 鈴木 覚

平成11年度宮城県警刑事部、交通部、の捜査報償費に関して、県警本部長が行った非開示処分に対し、非開示処分の取り消しを求める訴訟（犯罪捜査報償費に関する情報公開訴訟としては第2次訴訟となります）の判決が、平成20年3月31日、仙台地方裁判所第2民事部で言い渡されました。判決では、平成11年度の犯罪捜査報償費のほとんど全部は架空であったと認定した上で、領収書の個人作成部分を除きその余は全面開示を命じるというほぼ全面勝訴となりました。

平成11年度の報償費の支出のほとんどが架空であることを認定し、本県条例8条4号の非開示事由について裁量権の逸脱があることを理由に、一部を除きほぼ全面開示を命じた、全国で初めての歴史的・画期的な判決であると言えます。

本件判決では、まず、宮城県情報公開条例8条1項4号に定める「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」との条項の解釈については、実施機関の判断が裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したと認められる場合に限って、不開示処分を違法として取り消すべきものとなると判示しました。

そして、裁量権の逸脱又は濫用の有無については、判決は、情報公開審査会のインカメラ審査結果、監査委員による随時監査結果、全国各地の警察における不正経理の確認あるいはその疑惑の内部告発、宮城県警における内部告発、開示を巡る浅野知事・監査委員の要求に対する県警の態度、捜査報償費の執行額の変化、原田宏二氏（元道警監視長）の証言、浅野前知事の証言（内部告発し



# オブズマン

No.28 / 2008年6月13日(金)

発行 仙台市民オンブズマン  
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F  
宮城地域自治研究所内  
TEL (022) 227-9900 FAX (022) 227-3267  
<http://homepage3.nifty.com/s-ombuds/>  
e-mail:s-ombuds@nifty.com



例会後の慰労会

た元県警幹部との面談等)等の状況証拠による詳細な事実認定を行っております。その上で、本件検査報償費の支出の不自然性(事件発生と相関関係がない、平成11年度は執行率が100%だが、平成15、16年度は約80%にとどまること)、浅野前知事の県警との開示をめぐる県警の態度、情報公開審査会及び監査委員にも文書を見せないという県警の態度、情報公開審査会におけるインカムラ審査、予算執行状況の不自然性、それに対して県警側が積極的反証を放棄したこと、本件検査報償費の支出が架空であることの積極証拠(浅野前知事の法廷における証言及び同元幹部が知事に渡

した内部資料等)、及びこれを補強する証拠(県警元巡査長の告発報道、道警・福岡県警での不正経理、原田証言、道警予算執行調査委員会の報告)から、本件検査報償費の支出のほとんど全部が実体のない架空支出であると結論づけました。

本判決は、別件の情報公開訴訟、住民訴訟及び各地の同種訴訟等に与える影響は極めて大きいと言えます。

本判決に対して、被告側はすでに控訴をしており、報償費情報公開2次訴訟は仙台高等裁判所での第2ラウンドに訴訟の場を移すこととなりました。控訴審の第1回弁論期日は7月10日に指定されております。

この他、仙台地裁第1民事部において、県警の犯罪検査報償費情報公開の3次訴訟(平成12年度宮城県警刑事部鑑識課、生活安全部鉄道警察隊及び生活保安課の3つの部署における犯罪検査報償費の支出文書に関する、非開示処分の取消を求めているもの)が係属しております。3次訴訟では、本年7月8日に、上記3つの部署の、元課長や隊長らに対する証人尋問が予定されております。この証人尋問が、犯罪検査報償費問題に関する最大の山場になるであろうと考えております。

## 仙台市議政務調査費(平成13~平成14年度) 高裁で勝訴確定

仙台市民オンブズマン  
弁護士 小野寺 信一

仙台市議会の6会派が平成13年4月から平成14年12月分の政務調査費の一部を目的外に使用したとして、仙台市民オンブズマンが梅原克彦市長を相手取り、各会派に計2750万円を返還させよう求めた訴訟の控訴審判決が12月19日、仙台高裁であった。

井上稔裁判長は、計約717万円を違法支出とした4月の仙台地裁判決をおおむね支持し、調査の実態があると認められた1件分と各会派からの返還分



を除いた計約520万円の支払を命じた。

そして、支出の内容を厳しく問う適合性審査の根拠に「市民の経済的負担」、つまり議員活動が税財源で成り立っている事実を改めて指摘。支出の可否に対する追及は議会の自主性を制約しないどころか、むしろ必要だと断じた。

当日、仙台市民オンブズマンは「完全勝利」を宣言。判決は支出の適否判断に新たな枠組みを示し、オンブズマンは「実質完全勝訴。支出の適合

性の判断の枠組みを具体的に明示しており、全国でもトップレベルの判決」「ほかの訴訟への影響は大きい」とのコメントを発表した。同時に、「高裁の判断を重く受け止め、上告すべきでない。市議会は適合性判断の枠組みに基づき、直ちに透明性確保のルール作りに取り組んではほしい」と要望し、その結果、仙台市長は上告を断念し、仙台市民オンブズマンは政務調査費の訴訟で初めての確定判決を手にすることになった。

## 477万円の返還を命ずる ～仙台市議会政務調査費第3弾判決～

仙台市民オンブズマン  
弁護士 小野寺 信一

市議選があった平成15年4月の仙台市議会政務調査費（政調費）返還請求訴訟の差し戻し審判決で、仙台地裁は3月24日、当時の3会派に計約477万円を返還させるよう梅原克彦市長に命ずる判決を下した。

この判決で仙台地裁は、当時の7会派のうち2会派の支出計約476万円を「選挙活動の広報費などに流用したと推認するのが相当」として、選挙があった月の政調費が選挙に流用された疑いがあるとする全国初の判断を示したが、問題を含む判決でもあった。

判決は「本件規則及び本件要綱に定める使途基準に照らして明らかに必要性、合理性を欠いている等、会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出されたなど」の場合のみを違法としたうえで、「保存・廃棄について、会派の自主性・自律性を尊重して、その合理的な判断にゆだねている」などと判断している。そして、廃棄の理由を合理的に説明できない場合のみを違法とし、領収書等の提出を拒む者を救済してしまっている。これでは、領収書提出拒否を容認したことになるし、市民から見ると、廃棄も証拠不提出も使途の不透明性において変わりはない。

また、会派及び議員の裁量的判断を重視しすぎている。本来の議員活動の一部であるものについ

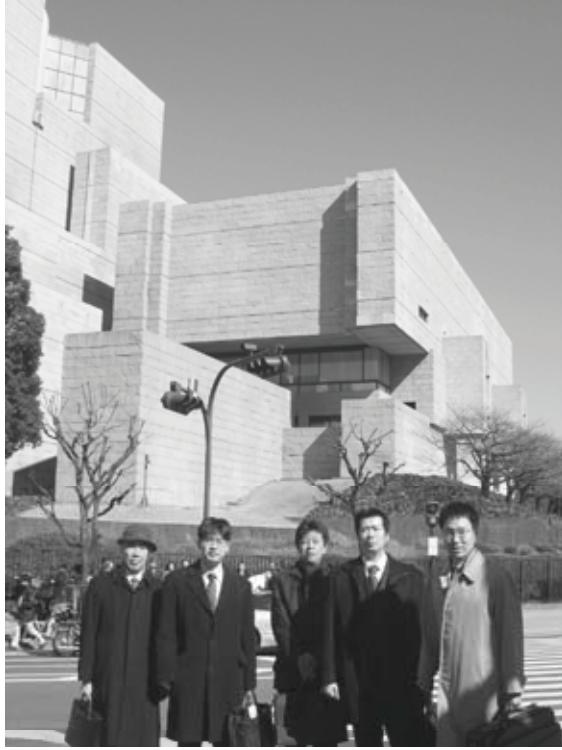
てすら、全額政務調査費からの支出を容認していて（按分したのは、お茶代のみ）極めて不当である。

敗訴部分について仙台市民オンブズマンは4月4日付で控訴した。

使途の透明性と議会の自立性との間で揺れ続ける司法に、市民が納得できる基準を打ち出せるには、もう少し時間がかかりそうである。



# 県警旅費最高裁判決(勝訴)とその後の差戻審



# 仙台市民オンブズマン代表 弁護士 十河 弘

県警のカラ出張旅費の返還を求める住民訴訟上告審において、本年3月17日、オンブズマンが勝訴し、事件が仙台高裁に差し戻されました。

本件は、平成6年度及び同7年度に行われた県警総務課職員7名の出張がカラ出張・ムダ出張であったことを理由に、オンブズマンが出張者らに対し、出張旅費の返還を求めていたものです（平成14年8月30日提訴）。第1審の仙台地裁は、平成17年7月21日、「検査関係用務」とされた出張旅費部分についてカラ出張と認めて出張者ら4名に対し合計42万円余りの返還を命じました（オンブズマンの一部勝訴）。ところが、控訴審の仙台高裁は、平成18年2月27日、訴えそのものを却下（門前払い）したのです（オンブズマンの全面敗訴）。今回、最高裁は仙台高裁判決の誤りを指摘して、事件を仙台高裁に差し戻し、カラ出張かどうかの審理を尽くすよう命じました。

本年6月5日、仙台高裁第2民事部で差戻審第1回期日があり、下記のとおり、出張者2名を尋問することとなりました。高裁は出張者の弁解内容に重大な関心を示している様子です。カラ出張者本人の尋問ですので、我々も全力を挙げて取り組むつもりです。ご支援をよろしくお願いします。

## 外務省報償費（機密費）情報公開訴訟 東京高裁より 開示幅をせばめる判決 —オンブズマン控訴へ

在外公館報償費（機密費）に関する情報公開訴訟の判決が2008年3月11日、仙台地裁で言い渡されました。内容は、1. 情報提供者に対する謝礼等は全面不開示。2. 2国間交渉等のための会合経費の内、情報提供者との飲食などの直接接触は全面不開示。直接接触の前後の準備の会合等（間接接触）の経費は、支払先を除き、月日、金額、出席者、目的、内容を開示。3. 定例的な物品購入、サービス料（国会議員の車借り上げ・お酒の購入代金・大規模レセプション経費など）は、支払先、目的、内容を除き一部開示、というものでした。2の直接接触の支払日、支払額を開示した東京高裁判決より後退した内容でした。

この判決の論理では、情報提供者との懇談だと主張しさえすれば、全ての情報が「外交事務への支障」や「他国との信頼関係が損なわれる」ことを理由に不開示となってしまいます。また、見積書、請求書、領収書、支払証拠台帳など個々の文書ごとに不開示理由の検討がつくされた判決とは、とうてい言えませんので、仙台高裁に控訴し、引きつづき外務省報償費（機密費）文書の公開を求めて取りくみを強めることになります。

（編集部）

## 地下鉄南北線訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 松澤陽明

これまで700億円を超える補助金が投入されている地下鉄南北線に関し、税金で補助金を出すのは地方公営企業法違反だと訴えていた事件で、5月26日に第1審判決がありました。

判決は、地下鉄はどこでも補助金なしには経営できない、公益性があるので税金を投入することも野放図なものでなければ「特別な理由」があるから補助金の支出は許されるという論理で、訴えを退けました。地下鉄建設のときは黒字になると宣言して建設をします。経営が成り立つだけの需

要が見込めるから設備投資をして経営するのが企業です。地方公営企業法は、その当然のことを条文にしており、災害等の特別の理由がなければ、補助金を出してはいけないと規定しているのです。需要予測の失敗を「特別の理由」としてはいけません。一審判決は、結局、地下鉄が過大な需要予測によって建設され、どこでも赤字であるという現状を追認をし、法の適正な解釈適用を控えたとしか言いようがないものです。行政の法規違反を大目に見るような判決なので、6月5日、仙台高裁に控訴をしました。

## 相沢光哉県議を告発

仙台市民オンブズマン  
弁護士 宇都彰浩

平成20年3月14日、仙台市民オンブズマンは、相沢光哉県議会議員を仙台地方検察庁に有印私文書偽造、同行使、詐欺及び偽証罪で刑事告発しました。

相沢議員は、平成15年から16年にかけて政務調査費の条例を検討する委員会の委員長を務め、しかも、平成18年度には宮城県議会議長まで務めています。そのような重要な立場にありながら、相沢議員は、県民の税金で賄われる政務調査費を詐取するために、領収証を偽造し、偽造した領収書を行使して、政務調査費の返還義務を免れ、また、仙台市民オンブズマンに裁判において違法な政務調査費の支出であると指摘されるや、あたかも適正な政務調査費として支出したかのように偽



証まで行い、さらに、新聞などにより領収証の偽造を指摘されるや自ら記者会見を開き、上記領収証の偽造について事務員が勝手に行ったなどと述べ、事務員に責任転嫁しました。このような相沢議員の一連の行為は、有権者ははじめ県民の議員に対する信頼を著しく損なうものであり、また、裁判を侮辱するものであって、到底許すことはできません。

相沢議員は、告発後、裁判で問題にされた政務調査費全額を返還しましたが、相沢議員の犯した行為は、政務調査費を返せば済むという話ではありません。

今後、適正な捜査が行われ、厳正に処罰されることを期待したいと思います。

## 平成18年度 県議会政務調査費 について住民監査請求

仙台市民オンブズマン 庫 山 恒 輔

仙台市民オンブズマンは、2008年5月21日、平成18年度宮城県議会政務調査費について住民監査請求を行った。現行条例のもとでは、16年度、17年度に次いで3度目の監査請求である。監査請求の対象は、簡便計算方法による違法・不当支出額1億1千万円余をはじめ、内容が不明な海外・県外視察、明細不記載の資料購入費・事務費、50%超の事務所費・事務費・人件費、100%計上の広報費など12項目に上り、総額は1億4千万円余となる。今回の監査請求の特徴は、①目的・内容を全く記載していない県外視察を初めて取り上げたこと、②政務調査活動以外の活動を掲載している広報紙、HPなどの経費を100%広報費から支出しているケースを違法・不当支出としたこと、③個別外部監査による監査を求めたこと、などである。③について監査委員は、早々と外部監査をしないことを決めた。理由は判らないが、これまでのようにおぎなりの監査で済まそうとするのであろうか。政務調査費の監査についての重要性を全く認識していないものといわざるを得ない。意見陳述は、6月16日午前10時から行われる。

## 県職員旅費二重取り問題 ～改善の途開く～

仙台市民オンブズマン 事務局長 野 呂 圭

宮城県では、平成18年度まで、県の出先機関に通勤している仙台市在住の県職員が通勤区間と同じ区間を出張する場合に、通勤手当とは別に交通費の支給を受け、また日当の支給も受けていました。このような旅費二重取り問題は、宮城県だけのことではないため、北海道・東北市民オンブズマンネットワークで取り組みました。

仙台市民オンブズマンでは、平成20年3月18日に住民監査請求を行うとともに、知事に対して、①実態調査をし、その結果を県民に公表すること、②交通費の二重支給を廃止すること、③県内出張の場合の日当を廃止すること、④上記②③を具現化するために職員等の旅費に関する条例を改正すること、を求める申入書を提出しました。同年5月16日に出された監査結果は、結論こそ請求を却下・棄却するものでしたが、「付言」として私たちが求めていた内容とほぼ同様の指摘・要望をしました。

宮城県でも、現在は交通費の二重支給がなされないような運用改善をし、県内出張の場合の日当も事実上支給しない運用になっており、年度内の条例等改正に向けて取り組んでいると聞いております。従って、私たちが提起した問題については、一応改善の途が開けてきたと言えます。

## 第12回情報公開度ランキング ～政務調査費の公開度は 宮城県・仙台市とも低調～

仙台市民オンブズマン 事務局長 野 呂 圭

本年3月21日、仙台市民オンブズマンも加入している全国市民オンブズマン連絡会議は、第12回全国情報公開度ランキングを発表しました。今回の採点対象は、①首長・部長交際費の相手方情報、②本庁課長級以上の再就職情報、③予算編成スケジュール、④政務調査費、⑤議会運営委員会情報、⑥捜査報償費、⑦警部以上の再就職情報、でした。採点結果は、宮城県が47都道府県中第

2位タイ（第1位は長野県）、仙台市が17政令市中第12位（第1位は静岡市）でした。

宮城県は例年上位にいますが、1位の長野県との決定的な差は議会の政務調査費の公開度です。長野県では、活動成果の記載、収支明細の記載、領収書の添付、視察報告書すべてにおいて情報公開がなされていますが、宮城県は極めて不十分です。

仙台市は低迷を続けております。市議会の政務調査費の開示も不十分です。市議会では政務調査費の領収書について1万円を超える分についてのみ添付を義務づけましたが（公開の対象となる）、他の政令市では1円以上の領収書を添付するのが主流であり、この点でも仙台市は遅れをとっています。

## 全国拡大幹事会報告 ～第15回全国大会に向けて～

仙台市民オンブズマン代表  
弁護士 十河 弘

本年4月13日、6月1日と名古屋で全国市民オンブズマン拡大幹事会があり、参加してきましたのでご報告します。協議内容は、第15回全国大会の持ち方でした。今年は議会改革をメインテーマとし、議会のコストと働き具合をオンブズマンの視点で評価すべく準備を進めることになりました。大会概要は下記のとおりです。記念講演では「異議あり！公務員制度改革」などの著作のある新藤宗幸千葉大学教授をお招きします。初めての試みとして30日（土）午後からオンブズマンの交流会を計画しているそうですので、仙台からも多数参加して盛り上げていきましょう。

- 第15回全国大会（ホテルグリーンタワー千葉）
- 日時：8月29日（金）から30日（土）
- メインテーマ：（仮）これでいいのか？地方議会
- 記念講演：新藤宗幸千葉大学教授
- 分科会：談合、公共事業、議会改革、監査制度、  
初めての市民オンブズマン
- 大会終了後イベント：各地オンブズマンの相互  
交流会、自由な意見交換会

## 北海道・東北 市民オンズマン ネットワーク報告

北海道・東北市民オンズマンネットワーク事務局長  
弁護士 千葉 晃平

第32回北海道・東北市民オンズマンネットワーク例会が5月17日、18日に函館市で開催されました。第1日目は、100名を超える参加を得て、福島県矢祭町前町長根本良一氏「矢祭町のまちづくりと議会改革」の講演とフォーラム「報酬の二重取り・これでいいのか！議員さん—議会のお手盛りは住民に何をもたらすのかー」を行いました。仙台からは小野寺信一弁護士、庫山恆輔元事務局長がパネリストとして参加し、各地の費用弁償（報酬とは別に議会等に出席すると支払われる金員）の実態を議論しました（当日の内容は18日河北新報一面トップに掲載されています）。18日の例会では、各地で監査請求を行うことを決め、仙台では新人原田憲弁護士が主任として取り組むことも決まりました。また、オンブズマンメンバーが市の観光施設の館長への就任を拒否されていること、公務中に道路財源維持のための組織的な署名活動が行われていたこと、各地報告など貴重な情報交換・議論がなされました。

次回は、2008年12月6日・7日（山形）です。是非多数のご参加いただけますようお願い申し上げます。



前矢祭町長根本良一氏の講演

# 裁 判 報 告

## 仙台市議海外視察訴訟 ～視察議員の証人尋問決まる！～

仙台市民オンブズマン代表  
弁護士 十河 弘

この訴訟では、仙台市議9名（A班5名、B班4名）に対し、海外視察費用（1人約100万円）の返還を求めています。

A班は平成18年5月2日～同月10日、イスタンブル・カイロ・アテネを訪問していますが、海底トンネルと学校2箇所を視察したほか、アヤソフィア博物館、アズハルパーク、ギザのピラミッド、エジプト考古学博物館、アテネ考古学博物館なども訪問しています。移動時間を除いた4日半のうち、実に3日が観光地の視察です。

B班は、同年10月24日～同月31日、ジェノバ、ローマ等を訪問していますが、市役所2箇所、イタリアサッカー協会を訪問したほか、ジェノバ旧市街地区（世界遺産）、王宮、キヨッソーネ東洋美術館、カステルガンドルフォの夏の離宮、サンピエトロ大聖堂、バチカン美術館、ボルゲーゼ美術館、ポンペイ遺跡なども訪問しています。移動時間を除いた4日のうち、実に3日間がこれら有名観光地の視察です。

証人尋問で実態を明らかにしますので、ぜひ傍聴をお願いします。

本年7月7日（月）午後1時30分から3時半

仙台地裁第3民事部

証人尋問 植田耕資議員、池田友信議員

## 県議海外視察訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 三浦 じゅん

県議会議員は、任期中120万円（平成19年度旅費90万円、通訳料10万円）の範囲内で海外視察を行うことができる。しかし、その実態は視察とは名ばかりの観光旅行。ナイアガラの滝に行ったり、カジノを見学した等という内容の「報告書」を見ると、あきれてしまう。視察旅行の日程そのままで旅行しても十分楽しめそうだ。本件訴訟では特に違法性が顕著な3回の海外視察について返

還を求めた。現在は、オンブズマン側から海外視察をコーディネートした各旅行会社に対して海外視察に要した実費、内訳及びその支出の経緯等について、裁判所を通して調査することを申し出た（調査嘱託）。これは旅行会社の請求金額に疑問を感じざるを得ない点があったからである。つまり、形式的に請求した金額と実際に議員らから支払ってもらった金額が異なるものである可能性があるためである。仮にそうでないとしても、旅行会社が過剰な利益を得ている可能性も否定できない。この調査嘱託の申し出が裁判所に採用されるか否かが、議員海外視察訴訟の一つの見所であろう。この調査嘱託の後、各議員の証人尋問へと移行する予定である。

## 宮城県議会政務調査費 (平成16、17年度)住民訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 菊地 修

平成16年度訴訟（仙台地裁3民）はこれまで12回口頭弁論が行われている。補助参加して来ている会派は、自民党・公明党だけである。オンブズマンは、村井嘉浩元議員（現宮城県知事）、相沢光哉氏等14人に絞って証人申請し、裁判所は全員について採用した。そして、本年2月4日に相沢光哉議員外2名の議員の尋問、4月14日には仁田和廣議員外2名の議員の尋問が実施された。このうち相沢議員は尋問の中でオンブズマンの追及の前にボロを出し、その結果同議員が領収証を偽造して政務調査費の返還を免れていた事が発覚し、そのためオンブズマンは本年3月14日相沢議員を有印私文書偽造・行使、詐欺、偽証罪で仙台地方検察庁に告発をした。仁田和廣議員も尋問の中でだいぶボロを出している。今後は、本年6月9日に今野議員、小林議員、柏議員、7月28日に畠山議員、大沼議員、秋葉議員の尋問が予定されている。残るは村井嘉浩元議員（現宮城県知事）である。ところが、最近の新聞報道によれば村井元議員の分について会派が返還したと言う。これは証人尋問逃れに外ならず、姑息としか言いようがない。村井元議員は、法廷で使途の適正について堂々と証言すべきである。このように

16年度訴訟は最終段階に入っている。多くの皆様の傍聴をお願いしたい。

平成17年度訴訟（仙台地裁2民）は、昨年6月15日裁判所に提訴し、これまで5回口頭弁論が行われた。補助参加はまだない。オンブズマンはこのH17訴訟について重要な方針変更を行った。H16訴訟と同じようなやり方をしていては各会派の従前の対応からして訴訟の長期化が免れないこと、先行する訴訟の仙台高裁3民よりも早く地裁2民に旅費簡便計算方法の違法性について判断を出してもらい高裁3民におかしな判決を出させないと判断・戦略にもとづき、H17訴訟では旅費簡便計算方法の違法性の1点に絞り、事務費、資料購入費等についてはあえて落とすことにした。そのため、最近詳細な準備書面と簡便計算方法に関する書証を提出し、次回期日（7月2日）の次の期日に結審をする構えで臨むことにした。

どちらも皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

## 県警捜査報償費住民訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 小野寺 信一

長くかかった「窓口の議論」をやっと通過し、犯罪捜査報償費が裏金にまわされていたかどうかという内容の争いに移行した。

原告は本件で対象にしている鉄道警察隊、生活保安課はむろんのこと、当時の宮城県警の全ての課は捜査協力者に犯罪捜査報償費を支払ったかのような会計書類を偽造し、その全額を裏金にまわしてきたこと、鉄道警察隊と生活保安課は氷山のごくごく一部であり、県警の全ての課、全ての警察署において同様のことが行われていたことを詳細に裏付ける準備書面を提出した。さらに、情報公開訴訟で9月10日に証人に立った浅野史郎前宮城県知事の証言調書、浅野前知事が内部告発者に会って不正支出を確認したことが記されている著書等を証拠に出し、併せて平成12年度の鉄道警察隊の隊長と平成12年度の生活保安課の課長を証人として申請した。

同じ鉄道警察隊、生活保安課と鑑識課の犯罪捜査報償費の支出関連資料の開示を求めた別件の情報公開訴訟において、3課の責任者の証人尋問が7月8日に実施されるので、その結果を本件訴訟の証拠として提出し、秋頃に結審の予定である。

## 外務省に対する不作為の 違法確認及び損害賠償請求訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 今泉裕光

平成19年5月23日、仙台市民オンブズマンが外務省に対して提起した、不作為の違法確認及び損害賠償請求訴訟は平成20年4月15日に結審し、現在は判決（平成20年7月15日 13:10）を待つのみとなっております。当初、オンブズマンが請求の趣旨としてあげたものは①外務大臣が開示請求に対し開示決定等を一切しないことが違法である。②外務大臣が開示請求に対し60日を超えて「相当部分」につき開示決定等をしないことが違法である。③外務大臣が行った「通知」という処分を取り消す。④事務処理上の違法につき損害賠償を請求するといったものでしたが、途中外務省側が、対象文書の開示決定等をしてきた関係で、現在は④のみの請求を立てております。訴訟提起から約1年間、訴訟間でのやりとりを通して、情報公開請求における外務省のあまりにも怠慢かつ不誠実な対応が明らかになっております。字数の関係で詳細にはお知らせできませんが、この怠慢かつ不誠実な対応に対する司法の判断に期待しております。

## 東北文化学園大学住民訴訟 ～公認会計士の尋問へ～

仙台市民オンブズマン事務局長  
弁護士 野呂圭

この裁判は、学校法人東北文化学園が大学設置認可申請した際に虚偽の財産目録を作成して違法に大学設置認可を取得し、仙台市に8億1000万円の補助金を交付させたのは公認会計士の監査の懈怠にも原因があるとして、財務部長、公認会計士及び監査法人に対して損害賠償請求をするよう求める住民訴訟です。

大きな争点は、大学設置認可申請の際に学園大が提出した虚偽の財産目録に適正意見を付した会計士の過失責任です。この点について、9月1日（月）午後1時30分から監査を担当していた会計士の尋問を実施する予定です。

また、財務部長に対しては、仙台市が私たちの請求を受けて、損害賠償請求訴訟を提起し、同人に対し約7億8900万円の支払を命ずる判決が出ました。これも私たちの住民訴訟の成果と言えます。

# 「仙台市民オブズマン」の活動

2007.12.17～2008.6.13

2007.

- 12.17 市議海外視察公判
- 18 「旅費二重取り」関係文書開示
- 19 政務調査費（市平成13～14年度）高裁判決・記者会見
- 20 オンブズマン12月例会、忘年会
- 21 政務調査費（県17年度）弁論準備
- 〃 議会ウォッチャー準備会
- 26 政務調査費（県16年度）打ち合せ
- 27 情報公開度ランキング関係文書開示

2008.

- 1. 7 県議海外視察打ち合せ
- 9 情報公開度ランキング関係文書開示
- 〃 アエル売買契約関係文書開示
- 〃 オンブズマンHP打ち合せ
- 15 県議海外視察公判
- 21 地下鉄南北線公判
- 〃 政務調査費（市15年4月）公判
- 〃 捜査報償費公判
- 〃 政務調査費（県16年度）打ち合せ
- 22 捜査報償費審査請求意見陳述
- 26 オンブズマン1月例会、合同新年会



- 28 市海外視察公判
- 〃 県警旅費打ち合せ
- 29 捜査報償費情報公開公判
- 30 政治資金収支報告書閲覧
- 〃 海外視察打ち合せ
- 〃 外務省不作為打ち合せ
- 31 政務調査費（県16年度）打ち合せ
- 2. 4 政務調査費（県16年度）証人尋問
- 5 外務省不作為公判
- 〃 県警旅費打ち合せ
- 6 東北文化学園大学弁論準備
- 〃 議会ウォッチャー準備会
- 18 県警旅費弁論（最高裁）

20 政治資金領収書開示

- 〃 政務調査費（県15年4月）打合せ
- 〃 外務省不作為打合せ
- 25 政務調査費（県17年度）弁論準備
- 〃 旅費二重取り打合せ
- 〃 オンブズマン2月例会
- 26 東北文化学園大学打合せ
- 〃 政務調査費（高裁）進行協議
- 28 政治資金取支報告書・領収書開示
- 29 預算等審査特別委員会（仙台市議会）傍聴

3. 3 政務調査費（高裁）打合せ

- 〃 政治資金収支報告書・領収書開示
- 6 市海外視察公判
- 〃 相沢県議告発検討会
- 10 政務調査費（県15年4月）公判
- 11 外務省不作為公判
- 〃 外務省情報公開判決、記者会見
- 14 相沢県議を刑事告発
- 17 県警旅費最高裁、高裁に差し戻しを命じる判決
- 〃 県警捜査報償費公判
- 18 旅費二重取り監査請求、知事への申し入れ
- 〃 政務調査費（県16年度）打ち合せ
- 21 第12回情報公開度ランキング発表
- 24 政務調査費（市15年4月分）一部勝訴判決
- 25 東北文化学園大学公判
- 〃 県海外視察公判
- 〃 県警捜査報償費情報公開（第3次）公判
- 〃 議会ウォッチャー準備会
- 28 H P打ち合せ
- 〃 海外視察打ち合せ
- 〃 オンブズマン3月例会
- 29 北・東ネット旅費二重取り検討会
- 31 捜査報償費情報公開（第2次）ほぼ全面勝訴判決

4. 2 タイアップ例会

- 〃 3・31地裁判決の件で市長へ公開質問状提出
- 7 3・31地裁判決の件で知事へ申し入れ
- 8 議会ウォッチャー・仙台発会式



- 10 政務調査費（県16年度）尋問打ち合せ
- 11 旅費二重取り監査請求意見陳述
- 13 全国幹事会
- 14 政務調査費（県17年度）弁論準備
- 〃 政務調査費（県16年度）証人尋問
- 15 費用弁償関係文書開示（市・県）
- 〃 外務省国賠公判
- 〃 オンブズマン15周年記念企画実行委員会
- 16 傍聴環境整備についての市議会議長へ申し入れ
- 17 市議会海外視察公判
- 18 H P打ち合せ
- 22 オンブズマン4月例会



- 25 県海外視察打ち合せ
    - 〃 政務調査費（県15年4月）控訴審公判
    - 〃 議会ウォッチャー・仙台世話人会
  - 28 地下鉄南北線公判
    - 〃 捜査報償費公判
  - 5. 1 議会ウォッチャー、議長からの回答についての検討
  - 2 外部監査の評価作業についての打ち合せ
  - 7 県警捜査報償費（第3次）尋問についての打ち合せ
  - 〃 政務調査費（県16年度）尋問についての打ち合せ
  - 〃 北・東ネット打ち合せ
  - 〃 県海外視察打ち合せ
  - 9 費用弁償（市3月）開示
  - 12 今野県議政治資金収支報告書開示
  - 13 県海外視察公判
  - 14 政務調査費（県17年度）打ち合せ
  - 15 地域対策活性化特別委員会傍聴
- 17~18 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク第32回例会（於函館）



- 20 東北文化学園弁論準備
- 21 県議会政務調査費（平成18年度）住民監査請求
- 22 市議会海外視察公判
  - 〃 市議会政務調査費（平成15年4月分）打ち合せ
  - 〃 オンブズマン6月例会
- 26 地下鉄南北線判決・記者会見
  - 〃 市議会政務調査費（平成15年4月分）控訴審公判
  - 〃 県東京事務所宿舎建てかえ関係資料開示
- 27 議会ウォッチャー・仙台第2回世話人会
- 29 県議会政務調査費（平成17年度）打ち合せ
- 30 会報「オンブズマン」No28発行打ち合せ
- 6. 1 全国幹事会
  - 〃 県警捜査報償費打ち合せ
  - 〃 県政務調査費（平成16年度）打ち合せ
  - 3 市海外視察打ち合せ
  - 〃 タイアップ例会
  - 4 道路特定財源維持署名関係文書開示
  - 〃 H P打ち合せ
  - 5 県警旅費控訴審公判
  - 6 会報「オンブズマン」編集打ち合せ
    - 〃 東北文化学園打ち合せ
  - 9 県政務調査費（平成16年度）打ち合せ
  - 〃 県政務調査費証人尋問
  - 13 会報「オンブズマン」No28発行

★★★★

**回文コーナー**

ほう そう そう ほ  
回文士 法 曹 爽 歩

今回は、神仏二題といきましょう。

|               |                            |
|---------------|----------------------------|
| ○ 塹落僧 よき檀家攫んだ | だらくそう だん かつか ぎょうそ くら<br>○  |
| ○ 悟りのないコミカルな唄 | さと うた<br>またまた喰るか神子 否 祝詞さ ○ |

## タイアップ会長あいさつ



仙台市民オンブズマン・  
タイアップグループ会長  
**島 和 雄**

仙台市民オンブズマンも1993年6月24日の創立から本年の6月で満15年を経過します。そこで記念行事を企画するとになったのですが、十周年の記念行事は仙台での第10回市民オンブズマン全国大会と合わせておこなったため、純粹に仙台市民オンブズマンとしておこなう記念行事は今回が初めてと言うことになります。

ご存知の通りオンブズマンでは現在健全な議会活動が行われることを願い、政務調査費等住民訴訟を行うなど、地方自治の健全化の向け多くの活動を行っておりますが、思い起こせば15年前の6月29日、県知事と仙台市長の交際費についての情報開示請求を行ったのがスタートでした。その日が、当時の市長石井亨氏の逮捕の日だったことを、今もはっきりと思い出されます。

翌年には、オンブズマンが一部の精鋭専門家集団による運動ではなく、市民運動であることを明確に意味付けるため、タイアップグループが正式に発足しました。「バックアップ」ではなく「タイアップ」と名付けることとなった議論が思い出されます。

現在、タイアップグループでは、他の団体と協同で、仙台市議会を傍聴し、議員の活動状況をウォッチングし、内容を評価して市民に公表する「議会ウォッチャー・仙台（代表世話人：上原仁氏・泉田元子氏）」を立ち上げ、活動しております。これは市

### 【タイアップグループ例会のご案内】

タイアップグループは、偶数月の第2火曜日に例会をおこなっています。

その時々の「オンブズマン」活動の解説を聞いたり、懇親を深めたりとあっという間に時間が過ぎてしまいます。朝市ビル3階の事務局で18:30からです。ぜひお誘いあわせてご参加ください。某シェフが腕をふるう料理も味わえるかも。

### 仙台市民オンブズマン

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会 費：年10,000円・賛助会員年3,000円  
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。  
市民の為の公開講座などを開催する。  
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総 会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役 員：会 長 1名、副 会 長 若干名

民の投票行動に必ず影響することとなるでしょう。傍聴の目は、弛緩した議会活動に緊張を生み、本当の意味で市民に「投票」の成果を知らせることになるでしょう。

タイアップグループでは、今この議会傍聴運動に多くの市民の参加を呼びかけております。そしてオンブズマンとともに活動しているタイアップグループへの参加を呼びかけております。一緒に15年の歴史を振り返り、新たな一步を踏み出して行こうではありませんか。

(付記) 毎年行っておりましたタイアップでの支援企画は、今回の15周年記念行事に統合することになりました。独自の企画はおこないませんので、宜しくご了承お願い申し上げます。

## 仙台市民オンブズマンと タイアップグループの 総会と懇親会のご案内

日時

**7月18日(金)**

オンブズマン総会 16:00～  
タイアップグループ総会 17:30～

会場

**ホテル白萩**

▶懇親会 18:00～20:00 (会費5,000円)

※今年の総会は平日の開催です。ご注意下さい。

※どちらの総会も参加できますので、ご都合をつけていらしてください。

※懇親会は、会費制です。楽しい出しものもあります。同封のハガキで出欠をお知らせください。

※懇親会用のお飲み物などの差し入れをお待ちしています。

### 会員のご紹介と会費納入のお願い

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい。募金のご協力もおねがいします（振込用紙同封しました）。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。会員・賛助会員それぞれ紹介チラシもありますのでご請求下さい。

|       |                      |              |
|-------|----------------------|--------------|
| 会費納入先 | 七十七銀行本店 (普通)         | 6530010      |
|       | 郵便局振込                | 02290-6-8050 |
|       | 仙台市民オンブズマン・タイアップグループ |              |

### タイアップグループ会則

- 会計 1名、会計監事 2名
- (6) 役員会：必要に応じて開催する。
- (7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。